

離職した介護人材の
再就職準備金貸付事業のお知らせ

Restart!!

介護福祉士等の
再就職のための

準備金を

お貸しします

離職期間中に、愛知県福祉人材センターに求職登録をし、再就職した方に

再就職準備金 40万円以内

無利子で一人一回に限り、お貸しします!

さらに

愛知県内で、介護職員等として再就職した日から2年間引き続き従事したとき

全額返済免除

要件等詳しくは **裏面**

又はホームページを
ご覧ください



アドレス▶ aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/index.html

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の内容

貸付額

愛知県内に所在する介護事業所等へ、介護職員等として再就職した方に

40万円以内 一人一回に限ります。

ただし、下記の要件の全てに該当することが必要です。

貸付対象者の要件

- ① 居宅サービス等(介護保険法第23条に規定する居宅サービス等)を提供する事業所若しくは施設又は介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等としての実務経験を1年(180日以上)以上有する方。
- ② 下記のいずれかに該当する方。
 - 介護福祉士
 - 実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方。
 - 訪問介護員(ホームヘルパー)1級または2級の課程を修了した方。
- ③ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでに愛知県福祉人材センター等に求職登録を行うこと。
- ④ 愛知県内に所在する①と同要件の事業所に、介護職員等として就労した方、又は就労を予定している方。

※ 介護職員等とは、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する業務に従事した方を指します。

返還免除の要件

愛知県内で、2年間引き続き介護の事業所・施設等で介護職員等として勤務

▶▶▶ 全額返済免除

※ 2年間の勤務とは…在職期間が通算730日であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

※ 貸付後、①と同要件の事業所に転職した場合も在職期間を通算することができます。

※ 1年(12ヶ月)以上指定業務に従事した場合、従事した期間(月数分)が免除されます。

[計算式] 免除額 = 貸付額 × 従事期間(月数) ÷ 24ヶ月

再就職準備金貸付事業についての問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地(愛知県社会福祉会館内)
電話 (052) 212-5519 FAX (052) 212-5520